

(第一類 第九号)

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第五十一号

(八四一)

昭和四十八年九月十一日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐四郎君

理事 羽田野忠文君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 木部 佳昭君

理事 田中 榮一君

理事 松永 光君

理事 加藤 清政君

理事 松尾 信人君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

出席府委員

環境庁長官官房 審議官 橋本 道夫君

通商産業省基礎 産業局長 飯塚 史郎君

通商産業省生活 産業局長 橋本 利一君

委員外の出席者

環境庁水質保全 局企画課長 松田豊三郎君

厚生省環境衛生 局食品衛生課長 三浦 大助君

厚生省環境衛生 局食品化学課長 小島 康平君

厚生省業務局審 議官 豊田 勤治君

通商産業省立地 公害局公害防止 指導課長 松村 克之君

商工委員会調査 室長 藤沼 六郎君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 案(内閣提出第一〇八号)(参議院送付)

○浦野委員長 これより会議を開きます。

参議院から送付されました内閣提出、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案を議題といたします。

この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

本案について、公害対策並びに環境保全特別委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたので、これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、委員長閣下において協議の上決定いたしますが、明日午前十時三十分から開会の予定でありますから、御了承ください。

○浦野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。神崎敏雄君。

○神崎委員 化学物質の規制に関する法律案に関連して、初めに若干の問題について当局にお尋ねをいたします。

まず第一に、本法案が提案されてきた背景には、化学物質による環境汚染、人体への悪影響を防止せよという強い国民世論に当局もようやく対策を強化し始められたという点がある、私はこう思います。念のために聞いておきますが、既存の化学物質に対する安全性の総点検を進めておられるのか

どうか。また、PCB等の処理について万全の処置をとる用意があるのかどうか。この二点をまず伺っておきたいと思うのです。

○飯塚政府委員 既存の化学物質全般につきましても、この安全性に対して政府として可能な限り必要な措置を講じたいというところで、現在いろいろな準備をやっておるわけでございます。しかし、化学物質の数は約七千ほどございまして、これらについて一々のチェックというのは困難でございますが、本法が施行されるに至りますと、本法に基づきます規制によりましてその万全を期したいと考えておるわけでございます。

また、PCBにつきましては、PCBの製造、輸入並びに出荷はすでに停止をいたしておりますし、現在問題になっておりますのはこの回収でございまして、回収並びに回収したものの処分でございますが、開放系、閉鎖系それぞれにつきまして所要の施策を現在進めつつあるところでございます。

○神崎委員 その準備をしているという事は、いままでは何もやっていなかったということに意味するの。それから、本法が出たらやりやすいということになれば、本法が出るまではやれないということにもなるのか、あるいは七千もあるの非常に膨大だからということで放置しておったのかどうか。

先般、有害物質の問題のときに伺ったときは、非常に広範囲にこれを調査して処置をしているというふうな答弁をいたしておりましたが、そういうものと関連していまの答弁は何か抽象的であるので、具体的にもう一回、この点については答弁をしてほしいと思う。

○飯塚政府委員 既存の化学物質の中で特に問題と思われるような物質につきましては、大学、試験研究機関等の意見も聞きながら、通産省といた

しましても関係各省と御相談をし、かつ関係業界にもいろいろな要請をいたしまして、可能な限りの安全性確保についての施策を進めておるところでございます。ただ、現在までのところ、その数につきましてはそう多いものではないのであります。

○神崎委員 そういふ答弁だったら、また聞かなければならぬ。問題のあるものについてはというのは、問題のあるものと問題のないものがあるのですか。問題のあるものとは、どんなものですか。

○飯塚政府委員 正確に申しますと、問題のありそうなもの、あるおそれのあるものということでございまして、たとえばPCBが非常に有害であるということが明確になりましたが、これに従いまして、PCB類似の、たとえばPCTにつきまして所要の措置を講ずるとか、あるいはPCBの代替品として出てきたものについて、その蓄積性、分解性あるいは毒性等につきましても各研究機関の御協力を得ながらその結果の解明を急ぐというような措置等を申し上げているわけでございます。

○神崎委員 では、そのPCBに関して若干質問しますが、現在通産省はPCB使用工場の回収状況等の実態調査を行なっておられるのかどうか、もし行なっておられるとすれば、その目的は何に

おいてやられているのか、その点を伺いたい。

○飯塚政府委員 PCBの実態調査につきましては、実は通産省の中の立地公害局のほうで実施をいたしておりますが、いまその担当の者がこちらに向かつておる最中ございまして、詳しくはその者が参りましたお答えすることにいたしますけれども、実態調査の目的といたしましては、PCBが環境汚染を通じて人体への影響がきわめて甚大であるということは、日本国内におき

ただいたわけでございます。その結果は、環境庁で指示になったレベルよりはるかに低いという数字が一応出ております。ただ、地元の御意向といたしましては、そういうことはわかったけれども、やはりもっと何かいい方法といえますか、そういうものはないだろうか、あるいはそのレベルより低いといっても完全に出ないというわけではないのであって、したがって、焼却するにしてもどこか別のところであるということが考えられないだろうかといったような御意向もありまして、現在では、これらの施設についてはまだ稼働いたしていない、こういう状況でございます。

○神崎委員 たとえば、いまあなたも触れられたが、三菱モンスター化成、この四日市工場には、その構内に回収したPCB六百トンがまだそのまゝになっておるのです。これはワクをつくって安全性に配慮しているというのですが、その工場長は、大きな地震でもあればたいへんことになる、これは早く処理をしたい、こういうふうに言っているのですが、通産省はその処理についてストップをかけておる。それはなぜか。こういうようなことで、これをどういうふうに出置しようという形からストップをかけられておるのか、どういう意図でその処置について指示をされておるのか、これをひとつ明らかにしてほしい。

○松村説明員 ただいま申し上げましたように、私もどなたも申し上げたのは、環境庁の基準にも十分合格しているわけであるし、ただいま御指摘のように、何か不慮の災害と申しますか、そういう危険性——これは一応タンクの設計といたしましては、私は昨日も鐘淵化学のほうに衆議院の先生方のお供をして伺ったわけでございますが、そこでの説明では、関東大震災の四倍ぐらいの地震に耐えるような設計には一応なっているという説明はいたしております。それにいたしまして、もうひとつPCBというようなものを何百トン、何千トンを構内にたいたらずにためておくというところはやはり問題ではなからうかと思っております。したがって、そういう規制基準に合格している

わけでもございまして、これはなるべく早く焼却すべきではないかという立場でございすけれども、ただ地元の県、市のお立場からいって、どうもその決断をまだいたしかねておられるというふうな承っているわけでございます。

○神崎委員 その三菱モンスターの四日市工場は二千トンのPCBを製造してきた工場です。水銀患者も出した工場です。鈴鹿市の八野地区の約八千平方メートルの地中に、産業廃棄物をドラムかんに詰めて埋めておるのです。これは昭和四十五年十一月ごろからそうですが、そのドラムかんの量は数十本ともいわれるし、三百本ぐらいあるともいわれているわけですが、その正確な量も中身も全く不明なんです。企業は有害物質ではないといっている。しかし中身は調査されていない。そこで地元の住民は、再三再四このことについて市や県に、ドラムかんの中身を調べてほしい、こういうふうな要請しているのですが、いまだにそのままになっておる。しかも、そのすぐ近くに農業用水がある。きわめて不安を呼んでおるのです。これは直ちにドラムかんを発掘してその中身を調査して、そして完全に処理すべきであると思うのですが、当局はどういうふうにお考えになっておるのか。いまからでもそこへ行って、そしてそのドラムかんを点検をされて、処置をされる、指導をしなければならぬ、こういうふうな思っているが、通産、環境両当局から責任のある答えをひとついただきたい。

○飯塚政府委員 ただいまの三菱モンスターの例につきましましては、実は私もいままでそういう情報が入ってなかったわけでございますが、県、市と連絡をとりながら、いま御指摘のような実情につきましましては、通産省といたしても直ちに調査をいたしたいと考えております。もちろん関係各省との緊密な連携のもとにやるほうが効果的だと思っておりますので、環境庁とも御相談の上でやりたい、かように考えております。

○松田説明員 水質保全局でございすが、私どもの局で廃棄物の最終処分基準を担当しておりますので、その観点からお答え申し上げたいと思っております。

ただいま御指摘の点につきましては、残念ながら実態を承知しておりませんので、それをよく調べまして、廃棄物の処理そのものにつきましましては厚生省の所管でございまして、厚生省、通産省の各局担当とよく協議いたしまして善処いたしたい、こういうふうな考えております。

○神崎委員 これは両当局に言うのですが、いまあげた三菱モンスターは二千トンのPCBを製造している工場なんです。水銀患者も出した工場だ。こういうような大きな規模の工場に対して、その後環境庁も通産省も、その結果とか、現状とか、あるいはその過程、いまはどうなっているとか、こういうものは一向に関心の外にあるのですか、途中でそういうものの点検などをしようとするのかどうか。先ほどもあげましたように、それは通知がありませんのでという形だから、企業が言ってきただけを捕捉しておる。それになぜ十万トンぐらいはあるとか、あと四千何百の工場がありまうとか、三百何百だとかはやりましたという数字が出てくるのだろうか、こう思うのです。ね、そこでこそそこをどうも捕捉しにくい、ような、そういうような小規模のものじゃないに、いまあげた三菱はさきも言うたように二千トンも製造し、水銀患者も出している。これは社会的な問題になってだれでも知っている問題なんですね。ところが、そこがそういうふうなドラムかんで地中に埋めている。その上にのみをずと出して、そして点検するときはそのごみだけを点検して、そしてこれはいわゆる基準量より下だとかなんだとか言っているのだが、実はそのごみの下にある地中のドラムかんというものがそういう形で処理されているというのを一向に調査しようとしな

いのか、あるいは意識的にしないのか。地域では市や県にまでも再三交渉している。こういうようなことがなぜこちらへ聞こえてこないのでしょうか。あるいは聞こえてこないのか。そこあたり責任のとり方は一体どうなっているのですか。

○飯塚政府委員 御指摘のように、三菱モンスターにおきましてはPCBの生産量は約二千四百トンでございまして、現在回収いたしておりますのは、本年の七月末現在でございまして、六百八十二トンが回収されておまして、焼却いたしましたものが二十二トンでございまして、したがって、七月末現在で六百六十トンのものが保管されておるわけでございます。

いま御指摘のように地下にドラムかんで埋めてあって云々というように点でございまして、実はこれは私もそのほうに県、市からもそういうことについての情報等もございせんので、私も事実を知らなかったわけでございますけれども、いづれにいたしましても、付近住民がそういうことで非常に大きな不安を持っているとすれば、私もといたしましては、その実態を究明する必要があると考えますので、県、市とも連絡をとり、かつ関係各省とも協力をしながら実態調査に当たる必要があると考えております。

○神崎委員 では、環境庁はどうですか。

○松田説明員 ただいま通産省から御答弁がありましたように、環境庁といたしましては関係省庁とよく連絡をとりまして、事実の確認及びその対策の検討をいたしたい、さように考える次第でございまして。

○神崎委員 いまの通産当局の答弁では六百八十二トン——私は二千トンと言ったのだが、あなたのはうは二千四百トン製造している工場だ、それでその回収六百八十二トン、そのうち二十二トンは焼却した、六百六十トンが残っているんだ、こゝまで数字を捕捉されているのですね。その六百六十トンはその後どうなったのだろうか、なぜ点検をしないのか。六百八十二トンが回収されたということとはわかって、二十二トンが焼却されたということもわかる。だから六百六十トンが残っているということもわかっていゝんだ。そうすると、この膨大な六百六十トンのものはどう処置したのだろうかというように思ふことは、もうそこまでは追及しないのですか。そしてあなたのほうで、

それが地域もあけて、鈴鹿市の八野というところに埋没されているんだと、その六百六十トンはどこへ行ったのだろうか、どうなったのだろうかというふうな追及されるのが監督当局の責任であり、また義務である私は思うのですが、いま、そういうことは初めて聞いた、そういうことが事実であればいいんだ、関係当局と連携をしてすぐ処置をとります、こういうふうにおっしゃるのですが、直ちに現場へ行って地域住民の不安を解消するような処置に出られますか。そしてその処置はどういうふうになされますか。この二点、ひとつ聞かせてください。

○飯塚政府委員 現在保管しております六百六十トンはタンク及びドラムかんに保管されておるといふふうに私も考えておりますが、ただこの内訳は、幾らがタンクで幾らがドラムかんというのはいま手元に資料がございませんのでお答え申し上げます。これは安全な状態で保管されていなければならぬことは当然でございますので、御指摘のように、付近住民がこれについていささかでも不安があるということでございます、私どものほうもそれを放置しておくわけにまいりませんので、至急実態調査のために人員派遣その他のこともやってみたいと思っております。

○神崎委員 もう一つの事例で申しますと、これは走行中のいわゆる特急列車のトランスから先ほどトランスのほうに捕捉しているということをおっしゃっていただいたのですが、多量のPCBを含んだ約二百リットルの絶縁用カネコール、これが四キロメートルにわたって漏れたのです。こういう事故が起きているところ、国鉄当局は、これをひた隠しに隠しているのです。このでござい、この八月十二日、国鉄の北陸本線芦原温泉から丸岡間を走行中の特急「雷鳥五号」です。運転士から事故の報告を受けた国鉄の金沢鉄道管理局は、レールやまくら木をばらきでふいたのです。それからレール下の砂利をビニールや麻

袋に入れて貨車八台で石川県松任市新田町の国鉄松任工場へ運んだ。そして駐車場の下へ埋めてしまっているのです。これがこの八月十二日のいわゆる北陸本線の芦原・丸岡におけるできごとですね。これもいわゆる新田町の松任工場の駐車場の下へ埋めてある。先ほどドラムかんドラムかんとお話に出るのですが、ドラムかんを土の中へ埋めておきますと、そのドラムかんというものは何年くらいで腐蝕してそのドラムかんはこわれていたりするのでしょうか。ドラムかんというものを土の中へ埋めておくと、何年くらい腐蝕もしないで保存されておるのですか。そういう耐用年数も調べておられますか。

○松村説明員 ドラムかんの耐用年数でございませうけれども、これを地中に埋めました場合に、その土中ほどの程度の水分があるか、あるいは酸性であるか、あるいはアルカリ性であるか、あるいは中性であるかといったようなことで一がいに申すわけにまいりませんけれども、非常に良好な状態であればこれは相当長く持ちますが、土中の条件が悪い場合にはこれは相当短時間で腐蝕と申しますか、そういうことが起こるであらうというふうに考えております。

○神崎委員 短時間に、悪い場合は漏洩その他が起ることになったら、その漏洩したPCBはどうなるのでしょうか。そうすると、ドラムかんへ入れて、何百本も土の中へ埋めたりしておるといふような現状をそのまま放置しておいてよいのかどうか、こういう処置について、環境庁も含めて監督当局は、今後どう指導されるのですか。

○松村説明員 私どもは、回収いたしましたPCBにつきましましては、ドラムかんに詰めてこれを土中に埋没するというようなことは非常に危険であるろうかと思っております。したがって、現在は保管としては基本的にはタンクに入れまして保管するわけでございます。ただ、輸送してまいりました場合に、これを一時タンクに入れるまでの間、若干の期間それがドラムかんの中に入っているということがあるわけでございますが、基本的にはこ

れをタンクに入れて保管いたしまして、完全な焼却をする、こういう処分方法を考えているわけでございます。したがって、いま先生からお話のございましたドラムかんの中にPCBを入れて、どういふ土質であるかは存じませんけれども、そういうことでPCBを処理するということは私どもだけでは何とも言えませんが、少なくとも私どもとしては好ましい処分の方法ではないというふうに考えております。

○神崎委員 有害物質評論を聞いておるのじゃないのだ。それは好ましくない状態ではないのか。どういふように監督して、どのように処置をとらうと監督当局は考えておるのか。たとえば、いま言うところの三菱へ行かれて、何百本あるか知らないが、ドラムかんを発見された。発見したらそれはだめだといってはつておくのか。ドラムかんへ入ったてまた煙から有害物質が拡散される。それで、たとえば先ほどあげた石川県の松任といういわゆる国鉄の工場へ行かれて、その駐車場のなかを掘られてそのものが出てきた、それをどうするの。ところが、いまの段階では大体ドラムかんが土の中へ埋めておるといふようなことになっておるのです。それには非常に危険度が高いというなら、一体これはどうしたらいいの、どう処置をつけようかとされておるのか。それは好ましくない状態でございますというふうな評価だけでは私は責任のある態度であり、とり方ではないと思うのです。その点どうですか。

○松田説明員 お答えします。所管が各省にまたがっております十分なお答えにならない面があるかと思っております。私も環境庁の中でも大気保全局で、先ほど御説明のありましたように、焼却の場合の基準、こういうものを暫定的にきめまして通達をするわけでございます。したがって、最終的に処分する場合には焼却してそれが安全に処理されるというのが望ましい、こういうふうな考えておるわけでございますが、これにつきましてもいろいろ不安な

の他が現在あるという状況でございます。しかしだからといって、それではその他の方法で処理をする、あるいは土中に埋めるとかあるいはその他の方法で投棄をする、こういうことは好ましくない。したがって、その間におきましては保管という問題になろうかと思っておりますが、保管につきましては、これは所管のことを申し上げて恐縮でございますが、省といたしましては厚生省の所管であります。その場合はいま各省協議をいたしておりますけれども、あくまで漏出しないうい法を検討して指示をすることが大事であらうと思っております。でございますので、たとえば土中にただ埋めるといふことでなくて、コンクリートで厳重に層をつくってそれに保管をするとか、そういうふうなことを検討しておるわけでございます。そういう方向で協議をし、万全を期してまいりたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○神崎委員 これはいろいろ所管が各省にわたって協賛される時間もあるのですが、それは命にかかわる問題ですから、協議して結論が出るのは一体いつごろになるのですか。

○松田説明員 PCBの保管方法等につきましては、すでに各省の専門担当官で検討いたしておりますので、技術的には結論を得ておると私は聞いておりますので、本件の問題等につきましてもそれを適用する、その指導する場合に、具体的にどんな方法を指示するかというところであらうかと思っております。そういう意味では、実態がはつきりいたしますれば早急に結論は出るだろう、そういうふうな結果におるわけでございます。調査をしましてはなかろうかというふうな考えております。

本件につきましましては、その具体的な量とかあるいは埋設の状況とか、そういうものを調査いたしまして事実が判明いたしますれば、考え方としては、技術的には検討がなされておると聞いておりますので、それに対する指示は直ちにできるのではないかと、こういうふうな考えるわけでございます。

います。

○神崎委員 聞いておられる中身を聞かしてくださいます。処置のしかたについてどういうふうに行うか、どういふように私は聞いておられますとあなたはおっしゃっておるのですか。

○松田説明員 コンクリートの厚さとかあるいは強度、こういうものについて私ちよと技術的に専門でございせんので、ここで申し上げかねますけれども、要するにコンクリートの層で、わき張りといいますが、横張り、下張りといいますが、全部張りまして、漏出が絶対に起こらないというふうな形で、その中にドラムかんにつくましてもどういふ形でそれをセットするかという事について私ちよと申し上げかねますけれども、その他のさらには上張りといいますが、上の雨その他の影響とか、こういうものはないというふうな形で処理をする、こういうことで技術的な検討を専門官でしておるといふふう聞いておるわけでございます。したがって、その場所等がやばい問題になろうかと思ひますけれども、そういうふうな漏出しないという方法につきましても、こういう方法ならいいのではないかと技術的な処理方法といひますか、そういうものの検討が進んでおると私は承知しておりますので、具体的に適用するように、応用といひますか、そういうことを判断すればよろしいという段階だと承つておるわけでございます。

○神崎委員 それで安全だな、いつごろになったらその危険がなくなるというふうな十分に納得できるような答弁ではありませんが、可及的すみやかに、それこそ一日も早く、もうわれわれが心配しなくてもいいようにやってもらいたい。そういうふうなことで今度法案も出ておるのですから、このことについて一言申し添えておいて、私は次の本法のいづゆる具体的な条項に入つていきます。

この法案では、試験研究の目的に使う化学物質は適用除外になっておりますね。試験研究用でも、これは少量とは限らないと私は思う。そうすると

環境汚染を起こさないということにはならない。これは何らかの適切な規制が必要であると思うのですが、大臣、これは試験用だったら除外していいのですか。

○飯塚政府委員 大臣がお答えになる前に、法律的な点でございしますので私から御説明申し上げます。

試験研究用というのは、概してその使用量といたのはきわめて少量でございまして、かつこれをつくられたものというものは市場、流通に回る心配はないわけでございますので、したがって、環境を汚染するという心配はない、かように判断いたしました。この法律の対象から除外しておるわけでございます。

○神崎委員 次に、法案の第四条第三項の公示したあと、その化学物質による被害が発生した場合の責任はどこにあると考へますか。これは当然国にあると思ひますが、その場合、国はどのような責任のとり方をするのですか。第四条第三項の公示をしたあとで化学物質の被害がもし発生した場合、これは責任はどこかと考へておるのですか。

○飯塚政府委員 国が化学品審議会等に諮問いたしました。試験の結果をもとにいたしまして判定をするわけでございます。したがって、判定をいたして公示したあとに実は危険であったというふうな場合が出てきたときには、その試験あるいは審査等について国に過失があります場合には、当然国家賠償法に基づきます国家賠償という問題が出てくる、かように考へるわけでございます。しかしながら、たとえば国が賠償責任を問われた場合においても、民間企業がこれによって責任が全然解除されるというものではないと私は考へておるわけでございます。国も責任を負いますし、それからその製品をつくらせて販売いたします民間企業自身も、自己の製品につきましても注意、調査義務があるのは当然でございますので、これにつきましても民法上の責任というものは当然民間企業も負うべきものだ、かように考へて

おるわけでありませう。

○神崎委員 企業も国も両方責任がある、こういうことですから、それでけっこうです。

そこで最後に、この法案では特定化学物質を使用した製品の輸入は規制の対象になっておりますが、新規化学物質を使用した製品の輸入は規制の対象になっていない。それはなぜか。使用した製品の輸入は規制しているけれども、製品の輸入は規制の対象外になっておる。これも規制の対象に含めなければこれは片手落ちになると思ひます、当然製品の輸入も規制の対象になつてしかるべきだと思ひますが、これはどうですか。

○飯塚政府委員 新規化学物質あるいは特定化学物質の輸入に伴います弊害を徹底的に除去するという観点から申しますと、いま先生御指摘のように、新規化学物質を使用した製品の輸入についても法律の規制があるのが望ましいという御意見はわかるわけでございますけれども、しかしながら、現実問題といたしまして、新規化学物質が使用されているかどうかというのを一々チェックするということを行ないます者に義務づけるのはかなり困難ではないか。たとえ法律にそれを書いて、それを実行し得る担保というのを見つかりがたいのではないかと、法律の上の条文からは落としておるわけでございます。しかしながら、もし新規化学物質を使った製品が、その新規化学物質が特定化学物質に指定された場合には、これは十三条に基づきまして輸入の制限というのはいくらもございまして、この条文によりまして規制することは可能である、かように考へておるわけでございます。

○神崎委員 大臣は途中で出ていかれたので、初めからいままでの質疑は全部御存じないと思ひますが、来られてからも聞いておられると思ひますが、この法案を議決するにあたってわれわれの態度も明らかにしなければならぬから、それに関連する現状について、いろいろの角度から、また具体的に四日市の問題や北陸本線等の問題をあげて、現在の非常に危険な状態を見て具体的に

に実証として出したわけですから、その中でいろいろ答弁がありましたが、依然としてやはり各省所管の協議、打ち合わせ、あるいは専門技術的な問題からいろいろとまだ協議されている段階です。で、われわれは国民とともにこういう有害物質、特にPCBについては、大きな社会問題にもなつておる、こういう段階ですので、ぜひともあげたところの現場は検証していただいて、そして具体的に処置をしてもらうことは約束してもらいまして、抜本的な今後の対策として、最終的に通産大臣としてこの問題についてはどういふふうに行うのか、ひとつできるだけ早く国民に安心をさすような行政措置あるいは通産当局としての責任ある態度、こういうものを明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○中曾根国務大臣 PCBにつきましては、残存物を的確に把握し、保管し、処理をしていくという事は大事であると思ひます。特に市町村等から出ますテレビ等のコンデンサーに入っているようなものは産業廃棄物で出てくるというケースもございまして、これらは何万件という数の多いスタイルの違った各社別のテレビが出てきておるわけでございます。これらにつきましてもは会社別のリストがようやくできてきて、それらを市町村長のところにも参考のために配付して、そしてそれらについては東芝なら東芝、松下なら松下とも連絡をとつて、そういうものの処理を急いで実行したいと思つております。このようないままでの性能のよくわからなかつた化学物質が将来出ないとも限りません。また現存してないとも限りません。そういう意味においてこういう新しい立法をお願いしたわけでございます。神崎委員の御質問の御趣意を体しまして、行政措置に遺憾なきを期してまいりますつもりでございます。

○浦野委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 この法律案の目的並びに定義を讀んでみますと、「人の健康をそこなうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため」と、それから定義の二項のロに「継続的に摂取される場

合には、人の健康をそこなうおそれがあるもの」ということにしほりがかけられているわけですが、したがって、本法案は、人の健康のみに限定をされているということになります。これをもちと広く環境全般にわたって規制をするという措置をおとりにならなかった理由について御説明をいたしたいと思ひます。

○飯塚政府委員 化学物質の環境汚染の問題は、現在、非常に大きな問題となつておるわけですが、いまだ、本法におきまして、人の健康をそこなうおそれがある化学物質、つまり環境を經由して人の健康をそこなうおそれがあるという化学物質に限定したわけではございませんけれども、環境汚染の問題につきましては、たとえば富栄養化等の問題がございますが、富栄養化の原因につきましては、化学物質によるものであるか、あるいは尿尿あるいは都市下水その他いろいろの要因が重なり合つてゐるというふうには考えられておるわけではございません。したがって、環境汚染の因果関係というものは、現在の試験方法その他の段階におきましてはまだ明確にできないというふうなことがあるわけではございませんので、この法律におきましては、ここで特定化学物質として指定されたものについては、製造、輸入、販売等につきましても、指定された規制をして、いわばこういう特定化学物質として指定されたものは原則として製造、販売を行なはせないというふうなきびしい態度で臨みたいというのが私の念願でございますが、こういうきびしい法規制をとるといふ点から考えますと、環境汚染をもちます化学物質については、まだそこまで因果関係について明確にできてない、そのためにこの法律に取り上げるということではできなかったわけではございません。

○中村(重)委員 私は、いまお答えのようには理解をしないわけですが、あとでその点についてお尋ねしてみたいと思ひます。

アメリカで審議中の有害物質規制法案の中身はどういうことになっているのか。これは健康及び

環境に対して不当な危険を与えるだろう化学物質、こういう形になつてゐるのではないかと申すのですが、お調べになつていらつしやるかどうか。

○飯塚政府委員 アメリカの法律は、まだ案という段階で、上院、下院におきまして審議中でございますけれども、この法案によりますと、環境汚染の問題も対象として取り上げることになつておるわけではございません。ただ、私どものほうでいろいろ調べてまいりますと、アメリカにおきましても、実は環境汚染について明確な試験方法がまだ確立されてないというふうなことがあるようにございまして、これを一年くらいに間に、その試験方法についてこれから確立するような研究をやつておるといふような段階でございまして、アメリカの法律のたてまえといたしましては、試験方法が確立したものについて物質を特定していくというふうになつてゐるやうに聞いておりますので、かりにアメリカの法律が通りまして法施行になつたときに、環境汚染関係の問題で環境汚染のための物質の指定が直ちにできるかどうかは、その後のアメリカの試験方法についての研究状況等を見ないとわからないというふうな、現在までの調査の段階では私も承知いたしておるわけではございません。

○中村(重)委員 この因果関係というものが明らかではない。したがって、化学物質によるところの影響、いわゆる人の健康をそこなつたという場合はきびしい態度で臨むのだ、その点は理解ができてゐるわけですね。かといつて、私は人の健康のみに限定をするということにはやはり問題があるやうに思ふ。もっと突つこんでいかなければいけないのではないかと感じがいいたします。したがって、まだ明確ではないのだということではございませんが、放置されるということになつてまいりますと、たいへんなことになつていくのではないかと、たいがい思つて、今後の方向としては、どういふふうな方向をもつてこれに取り組んでいくのか、その点を明らかにしていただかなければ困るわけですね。通産省だけではなくて、厚生

省並びに環境庁もお見えですから、それぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○飯塚政府委員 今後の方向につきましては関係各省に対する御質問でございしますが、通産省の関係につきましても私からお答え申し上げます。

○中村(重)委員 試験方法の確立を急ぐ必要がございますが、これとの見合いにおきまして、やはり方向としては、環境汚染問題もこの法律の中で将来取り上げるといふ方向で検討すべきだと考えております。

○橋本(通)政府委員 いま先生から御指摘のございましたように、今後の方向としては、環境に及ぼす影響ということは非常に重視すべき重大な問題であるというぐあいに考えております。ただ、現在の段階におきましては、どういふぐあいに環境に及ぼす影響を事前に評価をして予測をするかというところは、日本だけではなくて、世界的にも非常に知見が不足いたしております。その点をできるだけ最大の努力をいたしまして詰めて、今後はそういう面にもこういう化学物質の規制を及ぼすやうにするという方向で対処していききたい、そういうぐあいに考えております。

○豊田説明員 お答えいたします。

厚生省の担当分野といたしましては、特に人の健康に及ぼす影響というやうな問題に関連をいたしまして、新規化学物質に対する毒性、特に慢性毒性の調査等につきましては、国立衛生試験所の毒性関係の分野を強化いたしまして対処してまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 他の法令との関係ですが、先般衆議院を通過いたしました有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案、それからすでに成立をいたしております消費生活用製品安全法、これらの法律との関係はどういうことになりますか。

○飯塚政府委員 本法の十四条におきまして「使用の制限」という規定がございます。この中に「次に掲げる要件に適合するものとして特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に特定化学物質を使用してはならない。」ということと一号とい

たしまして「他の物による代替が困難である」、それから二号に「用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に関するものでないこと」云々とございしますので、特定化学物質は非常に有害性の多い物質でございますから、適正な無害化の処理の期待できない一般の消費者の生活用品が出来るということをはきわめて危険なこととございまして、用途の制限をいたしまして、そういう製品には特定化学物質は使わせないというたてまえになつておりますので、特定化学物質については一般の消費製品とは無関係である、かように考えておるわけではございません。

○中村(重)委員 豊田審議官、いまのお答えのとおり理解でよろしいのですか。

○豊田説明員 ただいまのお答えの中で、われわれの考えておりますのは、厚生省担当といたしましては、安全性の確保という意味におきまして、化学物質の人体影響の問題につきましては、慢性毒性という問題が非常に重要でございますので、厚生省の担当の分野におきましては、衛生試験所等において長期の毒性試験をやつた上で、そのものについての毒性判定を厚生省並びに通産省と共管で判定していくという考えでございます。

○中村(重)委員 いまのお答えのとおりだろうと思ふのですが、その点は各間にならないやうにしてもらわなければいけないということですね。緊密な連携をとつていくという点に十分注意を払つていただきたいということをお求めおきたいと思ひます。

それから、第三十三条において、食品添加物、洗剤、農薬、これらのものは適用除外になるわけですが、これはなぜですか。

なお、特定化学物質が、たとえば食品とかあるいは農業等に使われております場合には、当然この法律で適用除外になるわけでございすけれども、同じ特定化学物質でも、農業、食品以外に使われているものは、当然のことでございますけれども、この法律の適用対象になる、かように考えるわけでございす。

○中村(重)委員 いまのお答えですが、むしろ縦割り行政の調整の結果ということで除外されたのではないかと、ううに私は思っているんですが、そうではなくて、両方の法律で毒性審査をするというほうがより効果的ではないかと思ひます、それは思ひませんか。

○飯塚政府委員 必ずしも縦割り行政の結果、こういう適用除外をしたわけではございませんで、現実にはここに列記をしております法律では、たとえば食品におきましては人の口に直接入るもの、したがって、この規制の方法につきましても、たとえば生産の上の工程等につきましてもきわめて厳格な規制をしなければいけないということ、この法律よりもさらにきびしい規制をしている箇所は幾つかあるわけでございすので、そういういままでの既存の法律によりまして特別に厳格な規制を加えられておる物質につきましては、あらためて本法において取り上げる必要もないということ、御指摘のようになつたわけでございす。

ただ、御指摘のようになつたわけでございす。間の連携が不十分で、本法の施行に遺漏が出るというふうなことが出てまいりますとたいへんでございすので、実際の運用につきましては、厚生省は共管大臣となつておりますから当然でございすけれども、その他農林大臣、もちろん環境関係各省との連携を緊密にとつていただくことが本法運用上きわめて重要なことではないか、かように考えておるわけでございす。

○中村(重)委員 そのお答えのように、個所個所にはそれはきびしい規制になつていふところもあるのですよ。しかし、ただいまの御答弁ですけれども、私はやはり縦割り行政の調整の結果適用除

外になつたというふうにししか理解できないのですね。ですから、この法律で規制をする必要はないのだとおっしゃるのだけれども、どうしても縦割り行政の弊が今後あらわれてくるおそれがある。したがって、両方の法律で規制をしていくというふうになつてまいりますと、より完全な行政運営というものができるのではないかと私は思つてゐるわけですね。その考え方から出てまいりますと、その障害となつてゐるの、縦割り行政の調整の問題ですから、そういう意味からいたしますと、この権限の問題は、環境庁長官に権限を与えていくということがより好ましいのではないかと私は考えるわけですが、そのことの検討はなされなかつたのかどうか。通産省と環境庁からそれぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○飯塚政府委員 所管の問題でございす。本法の運用につきましては、特定化学物質あるいは一般の化学物質につきましてその性状を十分把握する必要があるわけでございす。それからまた、人の健康に重要な影響を与える物質についての諸規制の問題でございすので、こういう点を考慮しましてその二つの点に一番関係がございす通産省と厚生省がこの法律の共管大臣ということになつたわけでございす。また、現実の取り締まり等の問題を考えましても、製造、流通、消費というふうな問題につきましては通産省は責任を持つ官庁になつておりますので、通産省と厚生省は共管大臣ということになつたわけでございす。しかしながら、環境問題は非常に重要な問題でありますので、環境行政を総合的に所管いたしております環境庁とも緊密な連携をとつて法律を運用する必要があるわけでございまして、そのために、届け出につきましては環境庁長官にそのまゝ通報するということも法律の上で規定いたしておりますし、それから判定等につきまして環境庁長官は意見を述べることができるといふような規定もございす。かつ法案の二十二条及び二十三条の命令、勅告等の措置に關して環境庁長官は意見を

申し述べることができるような幾つかの条文を置きまして、環境庁の御意見を十分尊重しながらこの法律を運用していくということにいたしておるわけでございす。

○橋本(道)政府委員 本問題につきましては、ただいま通産省のほうから御説明がございましたが、この法律の基本的なねらいをいたしておりましたところ、難分解性と生物学的な濃縮という物質そのものの性状と、もう一つは人間の健康に及ぼす影響、この二つが基本になつておるわけでありまして、前者の物質そのものの性状という点に於いてのテストと、後者の人間に及ぼす影響、これは通産省のほうのテストがやる、また人間への影響という点につきましては厚生省がやるという形になつております。

環境庁は一体どうしておるかという御質問でございす。この法律は製品の製造と輸入と使用制限というところで押さえますので、通産省と厚生省が基本になつてこの法律をやるということについては、環境庁としては適切ではないか、こういううぐあいに考えておりますが、環境庁としてはこれは非常に重要な問題でございす。また、もし環境汚染が起つて問題があるという場合には、これに対する権限に基づく行政的な行為がとれないといふ、そういううぐあいに考えられますので、この法律におきましては、三条の届け出書の写しは環境庁に送附され、また試験、判定の基準につきまして、第四条にございすように、試験の項目とか技術的事項という点については総理府もこれは関与してくるという形をとりま

す。また、特定物質の指定につきましては、これは政令になつておりますので、当然に閣議で決定されるということ、私どもも十分この点についての事前の両方の調整はつくといふこと、また、用途制限につきましても政令になつておりますので、当然にこれは調整がつく。問題がありまうときにアクションをとるといふこと、つまりましては、二十七条の要請といふことを環境

庁長官がやることでございすので、問題があればこの要請といふことを起こしまして、それで回収等の措置とかあるいは勧告といふものを発動してもらふ。そういう形になりますので、環境庁としては、非常に深い関心を持ちながら、この法律の中に規定しております義務と、また閣議における決定という範囲内で十分その目的を達成し得るといううぐあいに考えておるわけでございす。

○中村(重)委員 いまお答えがあつたように、条文の数カ所に環境庁が関係するやうな条文があるのです。しかし、お答えの中に出たように、関心を持つてゐるという程度であるといふことです。私は、本来化学物質の安全審査であるとか環境汚染対策といふものは環境庁長官が主導権を持つもの、だといふように考えておる。通産省も、従来のやうな産業政策中心といふものから発想の転換をはかつていかなければならぬといふことはわかるのです。わかるのですけれども、人の健康に關係する問題といつたやうな点については厚生省とか、いまお答えが出ましたけれども、環境庁といふものは関心を持つといふことよりもむしろ権限行使といふやうな強い態度といふものが望ましいのではないかと、ううに感じます。ですから、十分緊密な連携をとつていくのだといふけれども、それだけでは足りないのじゃないかといふ感じがしてならないのです。しかし、お答えはただいまのやうなことがまた返ってくるにすぎないのでございす。それから、通産大臣、この点について、今後の法律の運営の問題にもなるわけですが、考え方をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 環境庁ともよく連絡をとりまして、これらのまだ説明されない物質あるいは現在すでに存在して危険性のある物質につきましては、化学的によく究明した上で予防的にも万全の措置をとるやうにいたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 既存化学物質の審査は、政府も審査を実施するといふわけですね。それから予算も取つておるやうに思ひますが、これが

本法案に規定してないということはどういうことなんですか。この点が私は理解できないのです。

○飯塚政府委員 既存化学物質につきましては、本法の附則の第二条におきまして、既存化学物質名簿というものを作成いたしまして、これに載っていないものは全部新規の化学物質ということになるわけでございます。本法に載っておりませんのはこの名簿だけでございまして、実は規制その他の点につきましては、いま先生御指摘のように何も規定はないわけですが、しかしながら本法の二十二条、二十三条、つまり二十二条というものは、いままでも生産され流通されておいた物質が特定化学物質として指定をされて、回収その他の命令を下すというのが二十二条の規定でございます。それから二十三条には、そういう特定化学物質と疑うに足りる理由がある場合には、事前に勧告をして、その用途等につきまして制限を加えるという規定でございますけれども、これはまさに既存の化学物質についての規定でございます。そして、新規の化学物質につきましては、これから届け出を受け審査をして有害でないという判定を下したもののしか生産、輸入ができないわけでございます。この二十二条、二十三条はいままでも流通し、販売されておる化学物質についての規定でございますので、これによりまして十分措置はできると考えておるわけでございます。

現在、既存の化学物質というのは約七千あるわけでございますけれども、国はすみやかにその有害性、つまり分解性、蓄積性、慢性毒性といったような有害性について審査をしなければならぬわけでございますが、審査の方針をいたしましては、この中で生産量の多いもの、あるいは物質の化学構造等によりまして危険性があるものではないかと、いうような心配のあるもの、こういうものに重点を置きまして、こういうものから先に取り上げて審査をやっていく必要がある、かように考えておるわけでございます。

それで、七千の既存の化学物質のうち、年間生産で申しまして百トン以上のものは約千二百種類

ございますけれども、このうち早急に試験をやる必要があると思われるのは四百種類ぐらいかと考えておりますけれども、これにつきましてもできるだけすみやかに試験をし、その結果を審査いたす必要がある。審査の結果、問題のあるものにつきましては、先ほど申し上げましたように、二十二条とか二十三条で勧告とか命令とか、そういうような措置を講ずるということになるわけでございます。

○中村(重)委員 なるほど、二十二条、二十三条の説明を聞いてみると、これが既存化学物質に関する条文かなという判断が出てくるわけですが、しかし、予算措置を講じながら実施要綱というものも明らかにしてないのです。それから既存の化学物質について毒性が明らかになった、環境汚染が問題になる、そういうような場合に緊急措置ということだとして必要になってくるのです。それに対しては何か明記してないということですが、ただ二十三条に勧告というものがあつた。勧告で間に合はずがないじゃありませんか。すみやかにこれを公表するといったようなことがなければいけないのです。行政にのみ知らされたのじゃこれはだめなのです。広く一般国民に直ちに明らかにするということではなければいけない。予算を取りながら実施要綱も明らかにしてないし、既存のものに対しては二十二条、二十三条がこれに当たってはまるのですといったようなことは話にならないと私は思う。やはりもう少し既存の化学物質に対するところの規定というものをここに書く必要があつたのじゃないのか。ただいまの私の指摘に対してどのようなお答えをされますか。

○飯塚政府委員 既存化学物質の中で問題の、つまり特定化学物質として指定されますものは、二十二条におきまして直ちに製造、販売の禁止、それから製品の回収その他の措置も講ぜられることになっておるわけでございます。御指摘のように、勧告というのは二十三条の關係でございまして、まだ特定化学物質として指定するほど試験結果が十分でないという場合には、なるべくそういう

ものを事前に防止していきなさいということと勧告という規定があるわけでございますが、新規化学物質については、いずれにしても試験の結果によりまして二十二条で製造禁止、回収等の強力な措置が講ぜられることになっておるわけでございますので、法律の条文にはございませぬけれども、実際のこの二十二条の精神というものはそういうことで既存化学物質対策として措置できる、かように考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 私は、いまの御答弁ですけれども、この二十三条の勧告というのはやはり不十分であると思うのです。当然公表がなされなければいけない。これはこの法律案の審議に入ります前に、通産省の機構改革、あなたが基礎産業局長になられる前に、公表というものは書いてないけれども、運用の問題で公表していきなさい、事前の法律案のヒヤリングの際に、そうしたお答えがあつたのです。しかし、あなたは勧告で十分なんだというふうなことであります。これはやはり問題なんです。より完全なものにするということになってまいりますと、やはり行政運用面において完全にしていくということではいけないのじゃないやありませんか。ですから、勧告だけではなくて、必要により公表するのだというふうな態度ではないのですか。いかがですか。

○飯塚政府委員 御指摘のように、二十三条におきまして勧告を行ないます場合には、法律の上では規定はございませぬけれども、私どもの方針としてはしましては、勧告の公表は行なうつもりでございます。

○中村(重)委員 化学品審議会についてお尋ねをいたしますが、審議会に関する規定はほとんど明らかにしてないのです。構成員の数であるとか、あるいは消費者代表をその中に参加させるのか、あるいは生産過程で労働者の健康問題が当然起こつてまいりますから、労働者の代表を参加させる意思を持っているのかどうか。それから、財界代表というのはいくらあたりで縁を切つたらどうか。財界代表の発言という

ものを強くさせるといふようなことを通産省は好みなのだけれども、その好みはこの際ひとつおやめになって発想の転換をしていく必要があるのではないかと。何も私は財界の代表を罪人扱いするわけじゃないけれども、ともかく通産省の行政というものがゆがめられてきていることだけは間違いないのだから、この際、百尺竿頭一歩を進めて発想の転換をする意思があるのかどうか。以上の点について、それぞれお答えをいただきたい。

それから、環境庁も厚生省もこれに関しては関心をお持ちでございましょうから、化学品審議会の構成についてそれぞれお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○飯塚政府委員 化学品審議会は、本法に基づきまして化学物質の試験方法、判定の問題あるいは特定化学物質の指定というふうな、要するに本法の最も重要な問題につきまして数多く諮問をいたしまして、その審議会の意見によつて行政庁としての法律の運用上の責任を果たしたいというふうな考えでおるわけでございます。

そこで、審議会の構成でございますが、医学、化学等の分野の専門家は当然でございますが、そのほかに学識経験者、言論界、それから需要者、消費者並びに業界の代表というもので構成をいたしたいと考えておるわけでございます。しかし、この審議会の中で一番問題になりますといひますか、一番中心になる仕事といひましては、物質の審査の問題、判定の問題という点、つまり安全性の判定の問題でございますが、こういうものは分科会を設けて、分科会が専門の学者だけをもちて構成するということ、これには業界は全然入れないで公公正な運用をしたい、かように考えておるわけでございます。

なお、先生御指摘の業界代表はもう審議会の委員から落とすかどうかという点でございますが、私どもが審議会の中に業界代表を入れるということは、業界の利害関係人を入れるというふうに入れておるわけではございませぬで、やはり化学業界につきましては現実のいろいろな知識を

持っているのは業界代表であるという事は否定できないところでございまして、そういう既存の知識をできる限り広く活用していきたいというところでございまして、業界といたしまして、自分の生産する製品につきましては安全性確保について責任を持つのは当然でございまして、業界が今までと違ってまいりました安全性の施策についてこの審議会で意見を述べさせて、参考となるべき事項は取り上げていくこともあるかと考えまして、業界も入れるほうが適當ではないか、かように私どもは考えております。

○橋本(道)政府委員 基本的な考え方につきましては現在通産省から御答弁いたしましたことと同様でございまして、若干補足させていただきますれば、この判定をするというところで生物の濃縮という問題もございまして、生物に関連した専門家もこの中に入る必要があるというところが一点、もう一つは、この専門の学者というものが分科会をつくる。これは学問的な判断は学者のみができるというところはありますが、学問的なものからかからないところも出てくるということで、審議会で最終的な判断をすることもあろうかと考えておりますが、そういう問題につきましても、審議会がやはり社会的に公正に判断できる組織というのを念頭に置くべきだ。業界の代表が大きなウェイトを占めることは反対でございまして、しかしながら、一定の事業の中のことには精通している人がいるというところはやはり絶対必要要件と想われますので、一定の人数の人は、化学工業、化学薬品に明るい人がいなければ困るのではないかと、かように考えております。

○豊田説明員 厚生省の担当いたしましたので、先ほど御説明いたしました慢性毒性に関する評価に関する委員会を別途に設けますが、その別途に設けますという事は、すでに薬事法に基づきます薬事審議会というものがございまして、そこで新薬等の審査をいたしておるわけでございまして、その中央薬事審議会の中にこの新規化学物質の毒性を評価していただきます審議会か、あるいは研

究会等を設けてもらいまして、そこで専門の先生方に毒性に関する評価をしていただいた結果をただいま通産省から御説明いただきました化学品審議会等におはかりして、通産、厚生、共同におきまして正しく判定していきたい、そのように考えております。われわれのは毒性の分野はやはり特殊でございまして、特にその専門家の先生方に集まっていただいて、別な審議会を設けて検討していきたいと考えております。

○中村(重)委員 それぞれの考え方は理解できるのですが、業界代表の問題についても、利害関係人ということではなくて、化学物質という面から十分な知識を審議会の中で大いにひとつ明らかにしていくという面も私は必ずしも否定はいたしません。人の健康に関する問題であるから、生産過程において労働者の健康に重大な影響を及ぼしてくるのであるから、労働者代表というものは当然入れるべきではないかという指摘に対しては、答へがなかった。業界は必要なんだけれども、労働者は必要じゃないというふうな考え方なんです、いかがですか。

○飯塚政府委員 労働安全衛生の関係も非常に重要な問題でございまして、この法律の中におきましても、そういう観点から、労働大臣の意見を十分聞いてこの法律を運用するということも書いてございまして、御指摘のように、審議会の委員の中に労働関係の人を入れるかどうかという問題でございまして、御指摘のような必要性もあると考えるので、私どもはこの問題について、いま最終的に入れるというところをお約束することまではちょっとまだ早いかと思っておりますけれども、そういう方向で検討をしていきたい、かように考えております。

○中村(重)委員 それから回収処理についての規定がないわけですね。すべて他の法令にゆだねられているわけですが、私はこれは適當でないと思っております。この点に対しての考え方を示したいと思います。

○飯塚政府委員 回収処理につきましては、この法律におきまして二十二条で、既存の化学物質が特定化学物質となった場合には回収その他必要な措置について命令をすることができるということになっております。その他必要な措置と書いておりますのは、たとえば公告を出して、その公告の様式等についても一定の様式を指示するつもりでありますが、これを一般に公表をせしめるような意味で公告を義務づけ、それから流通段階にありますが在庫を凍結するとか販売業者の名前を通報せしめるとか、そういったような具体措置を回収の問題については考えておるわけでありまして、ただ、廃棄の問題につきましては、確かにこの法律の中に規定は置いてございせんけれども、これは法律的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、従来からその法律の運用はやっておるわけでございまして、今後におきましても、法律的な措置としては、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律によつて措置することになるかと思ひます。ただ、本法におきましては、廃棄段階の回収処分等につきまして関係業者に対して命令を下し得るということで措置したいと考えております。

○中村(重)委員 クローズドシステムという以上は、使用後の廃棄とか保管、処理の方法について、その規制措置を明確にしていこうという事は当然じゃありませんか。私はいまの答弁は不十分だと思ひますが、いかがですか。

○飯塚政府委員 クローズドシステムをとるということは当然なことではございまして、たとえば使用の制限等の規定がございまして、たとえば使用やばり開放系への用途を禁止する、あるいは閉鎖系に用途を特定した場合でも、その回収処分が明確にわかるものだけに限定をするということがこの法律の趣旨でございまして、したがって、この法律におきましても、回収処理につきまして十分措置はできると考えておりますが、ただ一たん廃棄されたものの法律的な処分はどうなるかというところでございまして、これは法律的には、先ほど

申し上げましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によつてやるということをお答え申し上げたわけでございましてけれども、御指摘のように、廃棄物が出ないようクローズドシステム化をはかるという必要は十分ございまして、また、この法律におきまして命令等によりまして、それも十分担保できるというふうな考えでおるわけでございまして。

○中村(重)委員 回収後の管理とか処理が適切に行なわれないということになってまいりますと、二次公害が起るおそれがあります。ですから、いまの通産省の答弁で十分なのかどうか、環境庁、厚生省、それぞれお答えをいただきたい。

○松田説明員 廃棄物になりました場合の収集、運搬、処分、こういうふうなことにございまして、先ほど御答弁がありましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定がございまして、そのうちの最終処分の基準につきましては環境庁が担当しておるわけでございまして。したがって、クローズドシステム化という点につきましては先ほど御答弁のとおりでございまして。万一廃棄物になりました場合の最終の処分基準につきましては、現在でも有害廃棄物の処分基準というものはきびしく規定してございまして、新しいそういう物質の性状等に応じて適切な処分基準をきめてまして規制してまいりたい、こういうふうに考えるわけでございまして。

○豊田説明員 お答えいたします。厚生省の関係といたしましては、二次汚染の場合、やはりあくまでも人に関連してきた場合についての回収あるいは廃棄等の処理をしていかなければいけないのじゃないかと考えております。あくまでも厚生省の場合は、二次汚染の場合でも人に関連してのみ関係してくるのじゃないかと考えております。

によって十分補完されるであらうというように思っています。ですけれども、通産省、厚生省、環境庁の十分な連携が必要になってまいりますから、これは単なる連携をするという考えではなくて、連携の体制を整える必要がある、私はそのように考えます。そういったことで今後お臨みになるのかどうか、具体的に考え方があればそれをお示しいただきたい。そうして次の質問に移ってまいりたいと思います。

○飯塚政府委員 本法の運用につきましては通産省、厚生省、環境庁あるいは物質によりましては農林省等の各省との間の連携をとって仕事をしたいかなければならぬことは事実でございますが、これが単なることばだけの問題に終わらせないために、私らとしても最大のくふうをする必要があると思います。いま具体的にどういう方法で連携をとっていくかということ明確に申し上げるわけにはまいりませんが、たとえばこの法律の運用のために関係各省の間の連絡協議会をつくりまして、メンバーを固定いたしまして、それぞれの責任ある各省の方々がこの法律と各省との連絡及び所掌事務の遂行に責任を持つような体制をとっておく必要があるのではないかと考えております。具体的な各省間の連絡調整の方法につきましては今後積極的に打ち合わせをいたしまして、できるだけ早く詰めていきたいと考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 洗剤の問題についてお尋ねいたします。

昭和三十七年でしたか、いまから十年前くらいだと思ふのですが、家庭用洗剤の人体に及ぼす影響について、厚生省は、これは有害ではないという一応の結論を出したと思ふのです。十年たちましている問題等も起こっているようにございしますが、厚生省の見解はどうなのか、伺ってみたいと思ふます。

○小島説明員 昭和三十七年に、厚生省といたしましては、当時日本の国内及び外国におきましているいろいろな文献を調査いたしまして、食品衛生調査

会において、通常の使用をはなはだしく逸脱しない限り人の健康に障害を及ぼすおそれはないというところでいままでに至っておるわけでございす。しかし、その後におきまして、先生御存じのように、洗剤につきまして一部の学者の方からいろいろな疑問が提出されたことがあるわけでございす。そのために、私もまたいたしましては、たとえば国立衛生試験所において追加の試験を行なつてその安全性を確かめるとか、あるいはその後諸外国においていろいろな実験も行なわれておりますので、そういったものも検討いたしまして、安全性を確認してきたわけでございす。

しかしながら、洗剤と申しまして、これを実際に使います際にはいろいろな形で商品として出てまいるわけでございす。その品質の問題あるいはまた食品衛生調査会の答申にもございすように、使い方というものの安全性の上で非常に重要な要素でございすので、実は昨年の食品衛生法改正が行なわれた際に、従来法律的には規定のなかった洗剤につきまして、食品衛生法では食器及び野菜、果実の洗浄剤につきましては、品質の規制及び使用方法の規制ができるように規定を改めまして、本年四月、それに基づきまして、私もまた品質の確保、それから使用方法の規制というものを告示したわけでございす。私もまたそれは、今後ともそういった面で十分適正な使用が行なわれ、安全が確保されるように努力してまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 いまのお答えにありましたように、厚生省は食品衛生法による規格の設定ですが、それから通産省は家庭用品品質表示義務というのを決定したわけですが、そのとおりのことが行なわれたら、人の健康をそこなうおそれはないという考え方の上に立っておられますか。

○小島説明員 すべての化学物質にはいろいろな意味でその作用というものがあつてございまして、たとえば洗たくをするといふことも、ものを洗います洗剤には強く油を落とす作用があるわけでございます。そういうものを使いますと、

どうしても手に触れますと手の油を落とす、それによって手が荒れるというようなことがあるわけでございます。そういった意味で、すべて有効さとそのうらはにやはり人体に対して何らかの作用があるということは避けられないわけでございます。やはりそういうものを使う使用方法を適正に行なうことによってそういった被害を避け、そういったものを有効に使っているのではないかと。これが文明社会においていろいろな化学的な生産物をよく利用して私どもの生活に利用していく道ではないかと考えております。

ただ、もちろんそういったものが環境に蓄積したり何かというような問題については、広い観点から今回の御審議のような法律によって取り締まられるというように私ども考えておりますが、そういった意味で、そういう使用というものの、それから私どもの生活の中における有効さというように、全体のバランスというもののから考えまして、人体に危害のないような形でそういうものを、よく利用していただくことが大事だということ、観点から私どもとしては規制を考えてまいりたいというふうに存じております。

○中村(重)委員 人の体質によっていろいろ差異があるというところはわかるのですが、多くの学者はこれは有害であるというところを指摘している。それは厚生省も十分御承知のとおりだと思ふのですが、私もこの「合成洗剤」という題の機関紙を読んでいるのですが、何と申しますか、実に危険だなどという感じを受けるのです。昭和四十四年に三重県立大学の三上美樹教授ですが、メダカとマウスの実験結果として、水道法によるABS許容量の問題、これについて有害が指摘されておる。それから名古屋市の佐藤寿昌教授がガソリンでABSと発ガン物質をネズミに同時投与した結果、通常の数倍になると発表して注視を浴びておるといったような例であるとか、実際合成洗剤を使った人が受けた被害ということ。たくさん例がここで明らかにされておるわけですが、手袋しないと大変」というような見出しで具体的に

あげております。時間の関係もありますから一つ一つこれを読みませんが、人の体質によって違ふのだというようにことで済まされないような感じが私はいたします。ですから、この点については有害であるという学者等の意見あるいは具体的に合成洗剤を使った人等が受けた被害というものは避けて通らないで、もっと安全性に取り組んでいく必要があるのではないかと、さういふふうに思ふのですが、その点に対して、再度今後の方向を含めてお答えをいただきたい。

○小島説明員 先生のお話ですと、大ぜいの学者からというお話が最初にございまして、日本では数人の学者の方にいろいろな動物実験等という御意見があるわけでございますが、先生の御指摘の昭和四十四年の三上教授の御説につきましても、私もまたそれは国立衛生試験所においてその後大がかりな追加の実験を行ないまして、これは三上教授にも御説明をいたしまして御納得をいただいております次第でございす。それからまた、名古屋市立大学の先生のおやりになった実験につきましても、これは洗剤の相当な濃度の液に水に溶けにくい発ガン物質を溶かしおまして、そのために吸収がよくなるというようにございまして、実際に、実際にこれが人体の危害に結びつくことではないというように、私もまたそれは専門の学者等の御意見も伺つておるわけでございす。

しかしながら、私もまたそれはあくまでも国民の方に不安を持たせたいというところは困る、そういうことであれば一般的な行政の姿勢を考えまして、たとえば一般の方の皮膚障害というものがどういう形で起るのか、実際に御家庭で使いつつおる方の使用方法等伺つてみまうと、やはり非常に濃い溶液をそのまま手につけることになる、こういうようなことになりまうと、洗浄効果を非常に強く持つておるようなものであります。どうしても手が荒れてくる、こういうようなことでございまして、私もまたそれは、先ほど先生に申し上げましたように、洗剤の適正な使

用の方法というものを今度の食品衛生法で定めま
すと同時に、また、現在私どもとしては、今度の
十一月の洗剤に関する規格基準の施行を控えまし
て、業界に対して、一般の消費者の方に正しい
使用方法を十分PRするように、たとえばテレ
ビの広告等でも商品を売り込むというようなか
の広告ではなしに、やはり一般の消費者の方に正
しい使い方をよくわかっていただくようなこと
に努めてもらいたい、それからまた、洗剤とい
うものは一般の消費者の方が自分たちで選んでお
いになるものでございますから、人によりまし
てはABSといったような洗剤よりも、自分は石
けんのような洗剤がよいという方の方のた
め、脂肪酸の誘導体のような洗剤を別に、洗剤
を売るところでは必ず並べて売るようにという
ようなことで、私どもとしては、食品衛生法でこ
ういうことが規制できるようにしましたのを機会
に、業界の指導をいたしておるところでござい
まして、そういった意味の努力を今後とも重ねて
いきたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 たくさんの学者が何名か、少な
い学者が何名かというの、それは定義というも
のではないわけなのだけれども、いまあなたが答
えになったように十分PRをする。それから、人
の体質によって違うのではあるけれども、被害を
受けているという人があるということ、これは事
実なので、やはりそれについては極端に言いま
す、極端ということよりも当然のことではござい
ますが、そういう被害を人に及ぼさないとい
うような洗剤でなければならぬ。そういう方向に
最大限の努力をしていくのでなければ、批判をす
る者は、それはおまえはよくわかっていないのだ
というように排他的な考え方では、私はこうした
被害の除去、人の健康を守るという方向に
は進まないであらうというように感じるわけ
です。したがって、厚生省もその点は十分留意を
される必要があるであらう。そうした考え方から、
また、あなたの先ほどのお答えの中から適当では

ないというように私が考えるのは、日本中性洗剤
協会編集の、ここに持っておりますが、あなたも
お読みになったことがあるんじゃないでしょうか、社団法人
日本食品衛生協会発行「台所用中性洗剤」とい
うのを読んでみますと、これはPR用でありま
しょうが、その前文のほうでは有害論を批判をし
ていますね。これは私は行き過ぎではないかとい
うような感じがいたします。これは単なる私的団
体ではないということ等から考えてみまして、も
う少し、何と申しますか、単なる批判ではなくて、
そういう有害であるという声として謙虚に耳
を傾けていく、そしてそういう被害が出ないよう
に努力をしていくということこそ当然ではないか
というように考えるのですが、この点に対しては
どのようにお考えになりますか。

○小島説明員 私は何も反対論を排除するとい
うような立場をとっておるわけではございません。
中性洗剤につきましては、これは御存じのように
非常に洗淨力もよろしいものでございまして、世
界的にも非常に広く使われている。これはやはり、
洗淨力が強いために、消費者としても、非常にい
ろいろな面で利益があるために、消費者の方がお
使いになつておるわけでございますし、また、各
国政府も十分それぞれの国において安全性を検討
した上で使わしておるものであると私は考えてお
るわけでございます。しかしながら、先生がおつ
しゃるように、これはそういうものであつても、
それを使った方に何らかの障害が出るといふこと
は非常に困つたことでございまして、そういうも
のの出来ないようにしようと思つていただくとい
うことが肝要ではなからうかということではござ
いまして、そういう意味で、業界を指導して使
方を適正にするようにPRをしたい。それからま
た先生がおっしゃるように、ABS以外の洗剤に
つきましても、現在は石けんを使えばいいとおつ
しゃつても、なかなか化粧石けんを洗つても
においがついてしまうということもございする
で、こういうものも使えるようなものを開発して、
一緒にたに並べておくようにして、消費者が選

んで使えるように、これは消費者の方が御自分で
選択をなさる。法律でたとえこちらを使えとい
うふうに規制すべきものではないのではなからう
か。やはり消費者の選択ということができるよう
な形に持つてまいりたいというふうに私考えてお
ります。

それから日本食品衛生協会のパンフレットで
ございしますが、日本食品衛生協会が中性洗剤の推奨
制度というふうなものを昔からやっていたのは、
はなはだ私としてはおかしいのではないかと
うふうに考えておりました。実は今回の私どもの規
格基準の制定を機会に、これも役所の監督してい
る団体ではございしますが、やはり独自のやり方
につきましては、それほど強く干渉するわけには
いかぬわけでございますが、しかし、私どもとして
は、そういうものはやめろということをやめさ
したような状況でございますし、そういうパンフ
レットにつきましても私注意を与えたことがござ
いますので、おそらく先生お持ちのパンフレット
は、もうその後は刷られていないのではないかと
いうふうに考えておりますが、なお先生から本日
御注意をいただきましたので、私戻りましてから
食品衛生協会のほうへはさらに強く申しとおきま
す。

○中村(重)委員 いまのあなたの答弁は、そうあ
るべきだというように私は思うのです。日本中性
洗剤協会というの、認可法人であるわけですから
ね。お答えのとおり、障害が出ないよう、障害
を受けないように、そうしたPRということに努
力するということは当然でなければならぬので
すよ。ですけれども、これはまことにけしからぬ
ので、有害だという学者はけしからぬのだとい
うような批判、「中性洗剤についても、間違つた有害
論となえる人がいます。」というふうなことで、
これは内容に至つては話にならないのです。あ
なたも注意を与えた、今後もしばしば注意をして
いただくことですから、監督をきびしくやって
いただきます。同時に、障害がすべての人に出ないよう

に十分研究してやっていただく。あなたがおつ
しゃるように、石けんばかりを使つたら問題はな
いでしょうが、やはり洗剤を使つていてる人が数
多くあるというこの現実、目や耳をおおうわけ
にもまいらない。かといって、また何回も繰り返
しましたように、障害を受けた人のあることも、こ
れはまた目をおおうわけにはいかない、こういう
ことです。厚生省としても十分配慮されて、
有害でないように、障害がすべての人に起こらな
いように十分ひとつ研究をしてみようということ
を要請しておきたいと思つております。

これで質問を終わります。
○浦野委員長 午後二時三十分から委員会を再開
することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後一時八分休憩
午後二時三十分開議
○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
質疑を続行いたします。松尾信人君。
○松尾委員 特定化学物質の規制関係法案につ
いて質問するわけでありまして、最初に輸入
の問題にしようとお聞きしておきたいと思いま
す。
これはいままでの質疑を重ねてきたところによ
れば、百トン以上の輸入品についても調べた、こ
れが累計して二千品目に達しておる、このよう
な答えだつたと思うのですが、この既存の輸入さ
れた化学物質でございしますが、この通関関
係、取り締まり官庁であるところと現物を輸入す
る官庁、そのつながりというか、通関の実態とい
うものについて御説明願いたいと思つていま
す。
○飯塚政府委員 既存の化学物質は全体で約七千
でございしますが、そのうち輸入によりますもの
が二千、国産が五千、こういうふうなことは調査
結果をまとめておりますが、従来の化学物質につ
きましては、特定の規制がございせんものにつ
きましては、通常の輸入手続によりまして国内に

入ってきてもおるわけでございます。

今後の本法施行後の輸入のチェックの問題でございますけれども、実は私ども、この法律の立案の過程から大蔵省の関税局とも現実の取り締まり体制につきましても打ち合わせをいたしておるわけでございますが、関税当局のほうも、本件についての取り締まりについては最大限の努力をするということをお約束していただいておりますし、あと具体的な問題につきましては税関当局と私どものほうとの間でさらに事務的な詰めをする必要があるかと思ひます。

具体的に申し上げますと、新規化学物質につきましては、国内におきます製造につきましても、輸入につきましても、届け出をして許可を受けなければならぬわけでありまして、それから特定化学物質につきましては、特定用途以外に輸入を認めないということになるわけでございます。そこで、通産省といたしましては、この法律施行後は新規化学物質の製品名とその性状等を記載しました一覧表を税関当局のほうに提出いたしておきまして、税関はそれを見ながら化学物質の輸入についてチェックをするということになっておるわけでございます。もちろん化学物質は非常に数多くあるわけでございますので、これの具体的なチェックについてはいろいろ疑問が生ずる点も多いかと思ひますので、税関当局のほうで調べて疑問を生ずるものにつきましては通産省のほうに通報していただき、通産省はこれを専門的な立場から調べまして、税関の御相談に十分応じていくという体制をとるようにならしておる次第でございます。

特定化学物質につきましても同じでございますが、このほうにつきましては、特にその輸入について厳格なチェックをする必要があるわけでございますので、税関等で疑いがあるというものにつきましても、通産省のほうに通報すると同時に、通産省と税関当局が一緒になりまして、そういう疑いのある物質につきましては、あらためて試験検査等の措置を講ずる用意もいたしておる次第でございます。

でございます。

○松尾委員 そうしますと、いままで二千ぐらい入っている、それは通常の税関手続で通つておる、こういうことですね。そのほかに、すでに法の規制の対象になっておるものがあつたであらうと思ひます。食品衛生法などが、ですから、通常の税関手続といひますけれども、その中にはすでに規制の対象になつておつた輸入品と規制の対象でなかつた化学物質があつたらう、こう思ひますけれども、そういう点はわかつていますか。

○飯塚政府委員 既存の法律、たとえば食品衛生法あるいは農薬取締法その他の法律によりましてチェックを受けて輸入されたものももちろんあるわけでございますが、いま私のところでは、個別の法律の規制によりまして輸入のチェックを受けたものと、それから一般のものとの数につきましても、まだ数字がございませんので、これは後刻調べておきたいと思ひます。

○松尾委員 要するに、国内の五千のすでに生産されたもの、これについてはあとでチェックをしていく、こういうことですね。そうすると、輸入品については、他の法令によつて規制を受けたものの以外にはチェックの方法があるのかないのか。これは全然できないような感じがするわけですが、でも、そのチェックをするといつても、輸入品についてはやれないのじゃないか、こう思ひます。すよ。いや、こういうところでやれるとおっしゃれば、そういうことを聞いておきたい。規制の対象としては輸入品はだめなのかどうか、やれるのかやれぬのか、わかるのかわからぬのか。

○飯塚政府委員 既存の化学物質につきまして名簿をつくるわけでございますので、この名簿のほかに性状等も詳細にわかるようなリストを税関のほうに提示いたしまして、税関当局はこれと照らし合はせながら、今後、本法の施行後に入つてきます輸入品について新規のものがあるかどうか、それから特定化学物質が含まれているかどうかの検討はできるかと思ひます。もちろん先ほどもお答え申し上げましたように、判定について技術的

にいろいろ非常にむずかしい点もあるかと思ひますので、そのところは、税関が疑問を持ちましたものににつきましては、通産省も積極的な協力をしてその説明に当たるということ、そのチェックに多少時間をかけるようなつもりでやりますと、法をくぐつて入つてくるというような心配もございまして、そこは十分税関当局と連絡をとりたいと思ひます。

○松尾委員 そうしますと、いままで入つたものについては調べようがない、こういうことですね。そうでしょう。

○飯塚政府委員 従来入つたものにつきましても、輸入の段階でチェックのしようがなかつたわけでございますが、ただ、既存化学物質の試験と、それからその審査をやるわけでございますので、その過程で、これが特定化学物質に該当するものが出てくるかどうかというものは、輸入品も含めましてその検査はできることになるわけでございます。

○松尾委員 入るといふのは、継続的に入つてくるものとそうでないものがあると思ひます。継続的に入つてきたものなんかは現物があるかも知れませんが、現物がなければ検査のしようがないですね。在庫がない、輸入してそれを使つたというところ——それが事業用等ですと継続的に使われておれば調べようがございましょう。そうでなくて、その他の営業用等を使つていけば、調べようと思つても現物がありませんからこれは不可能であらう、追跡調査といふものがそういうものについて全然できないのじゃないか、こう思ひます。かりにそういう中から特定化学物質と指定しなくちゃできないものが出来たとすれば、これは現在ストック等があれば非常にぐあいがいいわけでありまして、それがなければ、どこへ行つたかわからぬというようになつていく。国内が五千、輸入が二千、これもやはりおろそかにはできない問題でありますけれども、ある点、追跡のしようがないじゃないかとい

うことを心配して聞いているわけです。いかがですか。

○飯塚政府委員 過去において入りまして、それがその後継続的に輸入が行なわれておりますものは審査もできるかと思ひますが、たとえば一回ぼつたりであつた輸入がたまたまおつて、その輸入品が国内で消費されてしまつて残つてない、在庫もないというふうなものにつきましては、国内にありませんものについて審査をするということではできないわけでございます。ただ、その一回入つたものが、現在はたまたまおるけれども将来さらに入つてくる可能性があるかどうかは、実情を調べてみますとある程度見当がつくかと思ひますが、そういう今後入つてくる可能性のある物資につきましては、外国等の事情も調べて審査をする方法も可能かと思ひます。

○松尾委員 じゃこれはそのくらいの程度にとどめておきますけれども、いろいろ規制が多くなりまして、通関関係では税関は苦勞しておるわけですが、それまたこういうふうにして膨大なる化学物質の一覧表が行く、そしてまた特定化学物質がその中で特に要注意で行く、疑わしきは通産省に通報してもらう、たいへんな手数がかかるわけですね。それなりのめんどうは、よそからだれも、人員とか予算等は見てくれませんか。あなたのほうはお願ひしていく一方です。ですから、受ける側の立場をよく考えて、品名簿といひますか、そういうものはほんとうに懇切丁寧に製品名も詳しく書いて、そして日常の通関業務に支障の起こらないようにしていきたいと、私はこれはあとで非常に困つたことが起こるのじゃないかと思ひますけれども、その点の配慮はいかがですか。

○飯塚政府委員 確かに本法施行によりまして税関当局に非常な負担がかかることは事実でございますので、実はその点をおもんばかりまして、私も法案の立案の過程から大蔵省の関税当局とも打ち合わせをしておつたわけでございますが、その結果、関税当局のほうもこれについて協力する用意があるということをお約束してもらつたわけ

ございます。ただ、御指摘のように、なるべく税関当局に負担をかけないようにする必要はあるわけでございますので、私どものほうも事前に提示をいたします資料等につきましては、なるべくそれを見ただけで事務がスムーズに運べるようなという配慮で資料等の作成に当たっていききたいというふうに考えております。

○松尾委員 ではそのようにしっかりと配慮してください。

次に、PCBのほうは指定第一号になっていくだろう、このようなお話でありますけれども、その他水銀とかカドミウム等のように現在考えておられるか、PCBに準じてこれはやはり第二、第三というふうに考えておられるか、当分それはあと回しになるのか、こういう点をお聞きしたいと思います。

○飯塚政府委員 御指摘のようにPCBにつきましましては、おそろしく指定の第一号になろうかと思っておりますが、そのほかの物質につきましましてこれから審査をするわけでございますが、その際に、生産量の多いもの、あるいは化学構造式等から考えまして有害性の危険性がわりあい高いのではないかとと思われるものから重点的に審査を進めてまいりたいと思っておりますが、御指摘の水銀あるいはカドミウム等の化合物につきましましては、できるだけ早く審査の対象として取り上げていきたい、かように考えておるわけでございます。ただ、試験並びに審査の結果、化学品審議会等にはかりまして、これの取り扱いについて決定がされるわけでございまして、いずれにいたしましても、これが特定化学物質の対象になるかどうかは、その審査並びに化学品審議会の専門の先生方の御意見を聞いた上ではないと結論が出ないかと思っております。

○松尾委員 まあ順次、環境汚染のおそれが強いというものについては指定というものがなされていくであろう、こう思うのです。また、当然それは指定をしていかなくちやならないものであります。やはりそういうことをしっかりと、早く研究し、検査の結果を早く出して、そして環境汚染ま

た人体に悪影響のあるものは早く家庭用品等からなくしていく、この配慮は当然なされなくちやいけない。これは強く要請しておくわけであります。

それで、そのように一生懸命あなたのほうでも検査もする、それから専門のそういう検査機関もつくる、審議会で決定していくというようにやられるわけでありますけれども、これがやはり化学物質、特に特定化学物質によりまして環境汚染、人体被害、そういう問題が起こった場合の責任の所在の問題ですね。これは国に重大な過失があれば国家賠償の問題になるでしょう。また、そうであっても企業自体の責任も免れないわけでありまして、これはもう一回はつきり聞いておきたいと思っております。

○飯塚政府委員 特定化学物質の審査につきましましては、国に過失ありということでは国家がその賠償の責任に任ずることになるのは御指摘のとおりでございます。同時に、民間企業につきましても、国家賠償が行なわれたからそれで民間企業は責を免れるというものではないと考えるわけでございまして、化学品につきましましては、当然安全性の確保についてその製造なり輸入をした業者というのは責任を負うわけでございまして、注意義務違反ということで民事上の賠償責任等も生ずることになるのだと考えております。

○松尾委員 このPCBそのもの、また製品、これにつきましましてはいろいろ実態調査をされて、そしていまだ強力なる行政指導をしておる、それは家庭用品としては使えないように製造、使用等について配慮をしている、もうほとんど家庭用品としては出回らぬだろう、こういうことをおっしゃっていますけれども、それがもう安心できるところまで来ておるかどうかということ、いま私が申し上げました水銀、その化合物、カドミ、その化合物につきましても、このPCBに準じた用途制限、配慮、行政指導、それによって家庭にはそういうものは使えないようになっておるといふところまで来ておるかどうか、あわせて聞いておきま

す。

○飯塚政府委員 PCBにつきましましては非常に有害物質であるということで、政府におきましても行政指導によりまして生産、出荷の停止、その他回収等の措置を講じておるわけでございますが、PCBの用途といたしましては閉鎖系と開放系と両方あるわけでございまして、特に開放系につきましましては、たとえば感圧紙あるいは塗料等一般の消費者に関係の深い用途が多々あるものでございまして、この回収を急ぎ、かつ、その出荷制限等につきましても最も早くやったわけでございまして、現在はトランス、コンデンサー等の閉鎖用につきましても、それから熱媒体用につきましても、それから感圧紙、印刷インキ等につきましても最大限の回収の努力をいたしておるわけでございまして、特にこの回収されたものの処理の問題につきましまして、いろいろ技術的に説明を要する点はございまして、いま国の試験研究機関等でもこの問題につきましまして検討いたしておるわけでございまして、これもできるだけ早く解決するように措置したいと考えておるわけでござい

ます。なお、重金属化合物につきましても、御承知のようにこの使用につきましましては注意を要する問題でございますので、可能な限り抑制できるものは抑制するというところで措置をいたしておりますし、それから特に水銀につきましましては、苛性ソーダの生産等におきまして製法の転換等の指導も積極的に進めておる状態でございます。

○松尾委員 まあ、PCBでは回収させておる。家庭に出回っておるような感圧紙とかいろいろそういうもの、これは回収といつても、いまの在庫がなくなるまでは認めるといふような態度じゃないかと思うのです。いろいろの製品が出てくる、それがPCBの製品でいろいろ汚染する、環境にも悪い、人のからだにも悪い、そういうふうに、回収するといつても、生産等が、用途制限で今後はつくれぬというわけであって、いま現在出回っておるものを引き揚げて回収する、こういうところまでいくのかどうかです。

それから、重金属化合物につきましましては、そういうふうな措置はまだとられておらぬのじゃないか。今後PCBに準じてやっていくとされておるのじゃないかと思ふのですけれども、その点、はつきりしてください。

○飯塚政府委員 PCBにつきましまして、感圧紙等の開放系の用途に向けられたものにつきましましては、御指摘のようになかなか回収がむずかしいことは事実でございます。感圧紙メーカーが現在四社ございまして、この四社が出荷先等が明確にわかっている、かつまだ出荷先で在庫に納まっているものにつきましましては回収を鋭意やっておりますけれども、その販売先がすでに末端の消費者まで売り渡してしまったものにつきましましては回収ができないという実情でございます。

感圧紙メーカーがことしの七月までに回収いたしましたものは、紙の量にいたしまして千二百五十トンばかりでございますが、これも全体の感圧紙の量からいいますとそう大きな量ではないと思うわけでございます。ただ、閉鎖系コンデンサー等に使用されたものにつきましましては、八月の二十七日に、電気PCB処理協会という財団法人ができて、ここがコンデンサーからいかにしてPCBを抜き出し、かつ、その処理をうまくやるかというところにつきましまして研究をいたすし、かつ現在のPCBを使ったトランスの所有者について戸籍簿みたいなものをできるだけ早くつくるといふことで検討をいたしておる状態でございますので、トランス、コンデンサー等につきましましては、比較的に期待しておるわけでございます。

それから、重金属化合物につきましましては、現在、PCBほど用途の規制につきましまして強い行政指導をとっているわけではないわけでございますけれども、もし、この重金属化合物の中で、あるものが特定化学物質ということに指定されますと、今後は本法によりましてその製造、輸入、用途等につきましまして厳格な規制が行なわれることになるわ

けてございます。

○松尾委員 そうしますと、重金属関係の分はどのくらい既存化学物質の中にあるか、それがどのくらい有害かというところは、新たにこの特定化学物質になってからやる、いままでのものはもうやらない、こういう方針のようですけれども、そのように受け取っていいですか。

○飯塚政府委員 重金属化合物につきましては、その分解性、蓄積性あるいは慢性毒性等につきましてPCBほどその有害性につきましては明確なデータがあるわけではございませんし、したがって、その毒性につきましては、PCBほどひどいものではないというあれもございまして、まだ具体的にその使用を規制するとか、あるいは製造を禁止するとか、そういう措置をとるまでには、諸種の試験検査の結果がそこまで明確にはなっていないために、現在行政上の措置もPCBみたいな徹底したことはできないという状態であるわけではございません。

○松尾委員 あわせてこれはやはりやっていかれたほうがいいと思います。いままでデータがないとか何とかおっしゃいますけれども、やはり起これば大きな社会問題が起きますから、これも対象に入れてきちっとやるというふうな方針を固められたらいいがですか。できるだけやってみるということですが、今後特定化学物質になってからやるというのではなくて、やる、疑わしきものは調べておくというふうな態度も必要じゃないかというわけで念を押しておるわけではございませんけれども、いかがですか。

○飯塚政府委員 その点につきましては、今後積極的に検討いたしまして必要な対策というものを講じていきたい、かように考えております。

○松尾委員 PCBの問題に関連するわけでありましても、厚生省来ておりますか。

〔委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席〕

この前、カネミの問題が起りまして、いまカネミの油症患者は非常に苦しい立場に立っております。四十三年の末にこれは発生しております。

すでにもう五年ですか、この間、厚生省とされましてはどのように対策をとってこられたか、また、現在これがどのようになっておるかという問題ですけれども、概略でいいですから御説明願いたい。

また、特に公明党といたしまして、昨年の七月十一日にカネミ油症患者の救済に関する質問主意書を出しております。そして厚生省のほうから、これは食品中毒であるから食品中毒者の救済法というふうなものを検討したい、法の検討というものは、検討して出るまでは相当の期間を要します、その間は難病対策として取り上げてこの油症の患者を救済したい、このようなお答えがあったわけでありましても、そういう問題も含めて、どのようにいままなっておりますか、対策というものがどのように厚生省としては進んでおるか、この点を聞いておきます。

○三浦説明員 カネミの事件の発生いたしましたのは四十三年でございます。すでに五年が経過しておりますわけではございません。その間の厚生省の対策の概略をというお話でございますが、全くまだ毒性等未知の事件でございます。患者さんにとつてはたいへん気の毒なわけではございます。したがって、私も厚生省といたしましては、あくまでも患者の立場に立つてこれに対処しなければいかぬじゃないかということで、まずこれは診断の確立、それから治療の方法も当時全くわかりませんでした。したがって、この治療方法の研究もすでに一億数千万円をかけてやってきておるわけではございません。

なお、患者さん方が治療の過程で非常に生活がお困りになる、こういう問題に対しまして、厚生省としては世帯更生資金の活用等を講じていろいろやってきたわけではございますが、何はともあれ、これは原因者が明らかであるわけですが、基本的には会社があくまでも責任を持つという立場をとるのが当然かと思いますが、私ども会社に対しまして、医療費その他そのものないよう十分見てあげろ、こういうことでい

ままでやってきておるわけではございません。特に最近になりまして未認定患者と申しますか、油を飲んだ家族が認定されておるけれども、一人その家族の中で認定されない方がおるといふような問題も含めて、未認定患者の確認というふうな問題もいま持ち出されてきておるわけではございません。これらにつきましても、当時全く新しい事件でございましたので、その診断基準につきましても目の症状、それから皮膚の症状、二つの大きな特徴を取り上げましてこれを認定しておったわけではございますが、その後かなり治療研究が進んでまいりました。診断研究も進んでまいりました。昨年の十月にはこの診断基準を改正してかなりきびしい臨床検査まで取り入れられました。したがって、その後また約百名近く患者がふえておる。私どもは、なるべくこの被害者は広く救済していくべきではないか、こういう立場に立っております。

そのわけではございますが、なお、昨年公明党からいただきました質問主意書の中で、ことにこの救済制度についての御質問がございました。これは私どももいたしましては、食品事故にかかわります救済の制度化ということもこの五月から検討を開始しておりますわけではございません。秋までにはこの成案を得たいというふうに考えております。

なお、難病対策として取り上げるよう検討しろという御質問がございましたが、難病対策として取り上げる条件といたしましては、あくまでも原因のわからないものという条件がついてございませう。それともう一つ治療方法が確立されてないという条件がついておると思いますが、このカネミの患者さん、油症につきましても、治療方法はまだわからないのですけれども、原因者が明らかだということでは難病の指定がなかなかむずかしいでございます。

また、難病の指定になったメリットを考えてみましても、治療研究ということになります。生活費が難病の指定になったために見られるわけではございません。そうしますと、現状のように治療研究を大に進めていけば難病として取り上げ

なくとも同じことではないか、こういう問題もございまして、現在難病として取り上げることには非常に困難でございますので、私どものほうの食品衛生調査研究費から研究費を出しまして大いにその治療方法の確立その他を研究しておるわけではございません。

○松尾委員 いま検査機関の問題をもちから言われまして、これは治療専門の研究機関を設置しない、そうして早くこの治療方法をはっきりさせて、病状の実態の究明、胎児に及ぼす影響等を明らかにしない、こう言っておるわけではございますが、いまあなたのおっしゃるの、いままで福岡なりまたは長崎医大、そういうところの研究班にやらせておいて、特別にこの治療体制というものは確立されていないように私は思うのです。ですから、いまこのように治療体制としてはもうはつきりできた、福岡なら福岡にこのようなものをつくりました、長崎なら長崎の大学の中にこういうものを付設いたしました、そこで、これは国としての一つの治療機関であるというふうなことをあなたが言えるかどうか。いまお答えの中では非常にいい話ばかりでありますけれども、現実にはそのように進んでおりません。ですから、きのうからきょうにかけてこのカネミ油症患者は全国大会を開いて会社のほうにもいろいろ要望を出しますけれども、応じない。すでに五年、四年とたつて生活がますます困窮しておる。それから生活資金を出したとおっしゃいますけれども、これは特定の人間でありまして、すでにその実績をばくのはず持っているわけではございません。これはわずかなものであります。九万から十二、三万の金で何年と経過して、はたして生活資金になるかどうかという問題があります。おまけに県は期限が来たから返せといつて回収まで途中でしよとしたのでありますけれども、この被害者の実態からこれは無理だ、むしろこれは救済措置を強力にやらないといかぬということで厚生省は言ったと言いますけれども、それはわずかな部分でありまして、これが行き渡っておるとかなん

とかという事は、現実はどうも言いえないので
すよ。そして難病対策にも取り上げられない。そ
れは原因者がはっきりしているからだ、こうおっ
しやいますけれども、この場合は、難病対策等
一つの法律、食品中毒者救済法というようなもの
を検討する、その間のつなぎとしてとりあえずこ
の難病対策で救っていきましようというようなお
答えがありながら、いまごろになって、その難病
対策では原因者がはっきりしておるから取り上げ
ない、これはまたおかしいと思うのですよ。私は
ここではっきり聞いたのだから、そうしたらいま
のようなお答えがあつて、早くそのような難病対
策で取り上げられたなら、生活資金一万円くら
い出るのじゃないですか。

おまけに治療のほうも会社と言つておるとおっ
しやいますけれども、非常に困つておるのは、特
に玉之浦という町が被害者が多いのでありますけ
れども、この町の保険財政というものはいまカネ
ミ油症患者のほうに食われまして、町の保険財政
というものは非常に苦しいでいます。要する
に、原因者がはつきりしておりながら、なぜ国民
健康保険でやるのか、一般の掛け金をしたその地
域の人々は適切な治療も受けられぬ。ほとんど財
政の八〇％以上はカネミ油症患者に食われておる
という問題まで引き起こしておいて、町も困つて
おる。おまけにその地域の人々は、あるいは会社
と話し合つて妥結した人もおれば、いまだに訴訟
をしてがらばつておる人もおる。両方に分かれて
地域の空気というものが非常に険悪です。なぜな
ら原因者がはつきりしておるのに、何年も何年も
かかつても解決できない。まだ全国大会を開いて
やらないといふかぬのか、こう思うのですよ。

あなたは非常にかわいそうだが、生活も苦し
いであろう、厚生省としてはこのようにやりまし
たというふうなお答えでありますけれども、その
お答えのとおり実際出ていないのですよ。そして
あらゆるところにそのしわ寄せが来て全部が困つ
ておる。患者なんかかわいそうですよ。認定も百
名ふえたとおっしゃいますけれども、認定の方法

もやつといろいろの問題が提起されて、患者の組
合のほうから出て、それを県が厚生省と相談して
取り上げて、やつと少し前進しただけであります
ですから、そういう認定の問題も含めて早急にや
りませんと、これは非常に重大なる社会問題であ
ります。今後ともこれは発展いたしますよ。
もうたまらないといふところへきますと、これは
まだいろいろ取り上げて、われわれもあらゆる角
度から取り上げてこれを追及していかなければな
りません。もう一回いま私が言ったことを総ざら
いしてはつきり答えてください。

○三浦説明員 御指摘の中の最初に、専門の研究
機関の設備という問題がございました。これにつ
きましては、昭和四十三年以降、治療研究が進め
られてきておるわけです。私ども、専門の研究機
関を新設することは必ずしも効率的ではないので
はないかといふふうにも考えておるわけございま
す。なぜかと申しますと、まだ治療法が確立さ
れておりませんので、必要に応じて広範に研究機
関と専門家の協力を得ながら、治療研究の推進を
はかつていったほうがいいのじゃないか、こうい
うふうにいふ考えておるわけでございます。

それから、保険財政圧迫の問題がございます。
現在、医療費が、患者の負担分が、事件が発生し
たしましてから去年の年末まで、患者自身、個人
負担分は一億二千万円でございますが、保険者負
担が七千四百万円でございます。この問題につきま
しては、いま裁判も行なわれている最中でござい
まして、その結果いかによつては、保険者に会
社が支払うということになろうかと思ひますが、
その辺は、いま裁判の進行状況とあわせて考えて
まいりたいと思つております。

なお、認定方法の問題でございますが、できれ
ば全国的に統一された認定方法があれば、私ども
ももちろん一番いいと思つておりますが、なかなか
地元で大学とか医師会等の関係もございまして、
地元の実情を考慮しながら、各県でそれぞれ認定
をしていただいておりますが、私ども、できれば将来
これは統一的な認定方法にして

いきたいといふふうに考えておるわけございま
す。

○松尾委員 生活資金のほうは……

○三浦説明員 生活資金につきましては、全般的
な生活保障という問題につきましては、先ほどお
答え申し上げました食品事故の制度化研究会のほう
で、いま鋭意検討をしておりますが、これは秋ま
でに結論を出していただきたいといふことでこの
五月からやつておりますが、それまでのつなぎと
いたしましては、やはりいまある制度の活用をは
かるといふことだと思ひます。したがって、いま
この油症患者に対する世帯更生資金の貸し付けと
いう問題があるわけでございますが、これにつき
ましても、従来、福岡県、長崎県等はやつてお
たわけでございますが、この八月三日付で広島県
にも貸し付けできるように特別措置を講じており
ますが、また新しい認定患者に対しましては貸し
付けができませんように、それぞれ措置を行なつて
ございます。

○松尾委員 そういうものが役に立たぬと言つて
いるんですよ。もう何年たつたかといふのです。
そして、長崎県から幾ら出た、福岡県から幾ら出
たとおっしゃいますけれども、それは九万円から
十二万円とかなんとか、わずかなものであつて、
すでに彼らが生活資金に充てられて、いま苦し
んでおる、こういう実態であるといふことですか
ら、いま裁判中だとかなんと言ふけれども、なぜ
いまでも裁判しなければできぬのか。もう原因者
というものがはつきりしておるなら早く決着をつ
けて、そうして彼らの生活というものをきちつと
守っていくのがあたりまえじゃないか、こう思う
のですよ。五月から検討を始めて、この末までに
何とかとおっしゃいますけれども、それも非常に
おくれてますね。五年目ですからね。現実には苦
しいのですから、そういうところでもう少し真剣
に早く対策を立てなさい、こう言つておるわけ
です。いいですか、もう一回それについて答えて
ください。いまのようなことではいかぬ。なぜお
くれておるのか、早く解決する道はないのか。そ

れから、会社によつておつても、会社はなかなか聞
かぬ。財政的負担力がないのかどうか。そこはあ
とでばくは通産省にも聞くわけでありまして、で
す。そういうことも私は心配しております。です
から、なぜおくれているのか。なぜ四年も五年も
かかるのか。そしてなぜこのように苦しめばな
らぬのか。それはやはり厚生省というものが率先
して救済するといふ立場に立つて立ち上がらな
くては解決できない、こう思うのですよ。結論を出
してください。

○三浦説明員 油症患者に対します救済の問題で
すが、基本的にはやはりこれは急いでその制度を
つくらなければいかぬといふふうに私も考えて
おりますが、もちろん先生の御趣旨を十分に体し
まして、今後、鋭意検討してまいりたいと思つて
おります。

○松尾委員 ここではそう言ひますけれども、で
きないんですね。これは早くやらなさいよ。
これに関連するわけでありまして、この
カネミの会社はPCBを触媒に使つておつたと思
うのですよ。そうすると、局長、PCBが特定化
学物質になつた。それで現在そのように触媒に使
われておりますけれども、それが家庭に入つてい
くわけですよ、製品は、家庭で食用油として使
うわけでありまして、これは保守管理の面
で会社自体に大きな過失があつた。ですから、触
媒に使つたとなれば、この油の中に入つて、そう
してそれでみんなやられた。これが患者発生原因
です。現在、触媒等に使つておる、そういうもの
のついては、本法との関係はどうなつていくの
か。現在そういうものを触媒に使つておれば、こ
れは単なる食品衛生の問題だけに限るのか、特定
化学物質としての用途制限等何か考えていかれ
るのか、その関連はいかがですか。

○飯塚政府委員 カネミ油症事件の場合には、熱
媒体として使つておられたのだらうと思ひます
が、PCBは非常に便利であるといふことで熱媒
体にもかなり使われておるわけでございますが、
熱媒体として使う場合にも、食品関係に使う場合

には特に慎重な配慮が必要ではないかと思うわけ
でございます。

○松尾委員 これは困難になるであろう、また現
在、法律はないけれども、強い行政指導をして用
途制限をいましておる、こういうことにつな
がって行くわけでありませう。

○松尾委員 これは困難になるであろう、また現
在、法律はないけれども、強い行政指導をして用
途制限をいましておる、こういうことにつな
がって行くわけでありませう。

○松尾委員 これは困難になるであろう、また現
在、法律はないけれども、強い行政指導をして用
途制限をいましておる、こういうことにつな
がって行くわけでありませう。

○松尾委員 これは困難になるであろう、また現
在、法律はないけれども、強い行政指導をして用
途制限をいましておる、こういうことにつな
がって行くわけでありませう。

○松尾委員 これは困難になるであろう、また現
在、法律はないけれども、強い行政指導をして用
途制限をいましておる、こういうことにつな
がって行くわけでありませう。

○松尾委員 これは困難になるであろう、また現
在、法律はないけれども、強い行政指導をして用
途制限をいましておる、こういうことにつな
がって行くわけでありませう。

○松尾委員 これは困難になるであろう、また現
在、法律はないけれども、強い行政指導をして用
途制限をいましておる、こういうことにつな
がって行くわけでありませう。

います。

ある物質が製造できないということになります
と、その中小企業は他に転換せざるを得ないわけ
でございますが、転換のための資金の融通をどう
するか、さらに転換したあとの経営がうまくいく
かどうか、そこら辺について政府としても十分な
配慮をする必要がある、かように考えておるわけ
でございます。

ただ、現在の段階で一体どういう物質が今後特定
化学物質として指定されるかにつきましては、ま
だ明確にお答えできる段階ではございませんが、
具体的にそういう事態に到達いたします際には、
いま御指摘のような点について、十分配慮しなが
ら考えていく必要があるかと存する次第でござい
ます。

○松尾委員 これで最後にいたしますけれども、
カネミでもそうであります、被害者が相当出て
きた。それでぐずぐずして、会社がその油症患者
の要求になかなか応じないというところは、もう
一つ会社自体の財政力といえますか、力が弱いか
らぐずぐずしておるのじやなからうか。そして早く
安い条件で妥結派をつくる。納得しない、そうい
うものではあかんとというのが訴訟でがんばって
おるわけでありませう。それで、このように非常に苦
しんでおるわけでありませうけれども、これは会社
自体にもやはり資金的な弱さがあるのじやない
か、このような感じもするわけですね。そうすると、
国の責任の分はこれは当然でありますから問題に
なりませんけれども、企業の責任の問題ですが、
これもそういうところにぶつかれば、その責任、
責任と追及するだけであって、具体的に何も解
決できないわけですよ。カネミのこの問題だけ
とて、はつきりするわけでありませう。ですから、
そういうときにはやはり企業の力の限界とい
うものを考えて、そして何かの方策を立てません
と、苦しむのは被害者であり、はばばらかされて
救済方法がないというのがいまのカネミの実態で
す。何やかや、既存のものの中からどうなりこう
なりかき集めて対策を立てておるから、さっぱり

根本的な解決はできない。弱体な企業、そういう
ものに、これは中小企業の話をしてまいりました
けれども、やはり出てくるというところを考えると
おつてもいいと思う。そして全面的に会社の責任
であるとかわかっておつても、どうしようもない場
合がある。それはどうしますか。

○飯塚政府委員 確かに御指摘の点は非常に重大
な問題でございます。企業が負担能力がある場
合には十分な補償もでき、かつ必要な措置も講ず
ることが可能かと思ひますけれども、その企業に
負担能力がない場合には、結局被害者に一方的に
迷惑をかけたままではなかなか事態の解決が進ま
ないというようなことになるおそれがあるわけで
ございまして、この点につきましては、今後特定化
学物質の法律が施行されました後においても、私
どもとしては、絶えずそういう心配をしながら考
えていかなければならぬ問題だと思ひます。具体
的に、そういう負担能力のない企業、たとえば中
小企業等が不幸にしてこういう事件を起こした場
合にどうするかという問題については、現在まだ
ここでお答えできる成案を持つて至っておりませ
んけれども、問題の重要性にかんがみまして、通
産省として真剣に勉強していきたいと考えておる
わけでございます。

○松尾委員 それでは、質問を終わります。
○稻村(佐)委員長代理 次回は、明十二日午前十
時理事会、午後四時委員会を開会することとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

商工委員会議録第四十七号中正誤

ベジ	段行	誤	正
七	四五	付帯決議	附帯決議
〇	三	末三	けれども
三	四	間違って	間違った

第四十八号中正誤

ベジ	段行	誤	正
三	二	末六	こうした
九	三	三	とおりで
九	四	二	深刻な
〇	一	三	需要面の抑制
二	二	七	もつと
二	一	〇	百五十万
三	四	一	需要が漸次
三	一	五	間屋
八	四	三	緊急
九	二	六	ございませう
三	四	六	深く
三	四	六	これに
三	一	九	アセチレン塔

第四十九号中正誤

ベジ	段行	誤	正
二	二	末九	降雨量
三	一	六	ございませう
五	四	六	市主価格
九	一	末三	安という

